

省令準耐火構造【枠組壁工法】チェックリスト

このチェックリストは省令準耐火構造の仕様に関する概要をまとめたものです。このチェックリストに記載のない事項については、住宅工事仕様書で確認してください。

基準項目		基準の概要等	確認欄	2023仕様書 該当ページ (項目番号)		
屋根	屋根	●屋根は次のいずれかとする	☐	P270	14.2.01	
		①不燃材料で造るか、または葺くこと			イ	
		②準耐火構造(屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る)			ロ	
		③耐火構造の屋外面に断熱材及び防水材を張ったもの			ハ	
外壁・軒裏	外壁及び軒裏	●防火構造とする	☐	P270	14.2.02 イ	
内壁等	外壁の室内に面する部分の防火被覆 ※室内側の用途が、浴室(ユニットバスの場合を含む)、洗面脱衣室、便所、玄関、廊下、物置等の場合も防火被覆が必要	●被覆材は次のいずれかとする(外壁(屋外側)が防火構造の認定を受けた場合緩和あり)	☐	P270	14.3.01	
		①厚さ12mm以上のせっこうボード張り			イ	
	②厚さ9.5mm以上のせっこうボード2枚張り	ロ				
	③防火構造	ハ				
間仕切り壁の防火被覆 ※浴室(ユニットバスの場合を含む)、洗面脱衣室、便所、玄関、廊下、物置等も防火被覆が必要	●被覆材の種類は次のいずれかとする	①厚さ12mm以上のせっこうボード張り	☐	P270	14.3.02	
		②厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り			イ	
		③厚さ7mm以上のせっこうラスボード張りの上に厚さ8mm以上のプラスター塗り			ロ	
		④防火構造			ハ	
内壁等	内壁の防火被覆材の壁張り	●せっこうボードの目地は、枠組材部分に配置するか、または目地の裏面に38mm×40mm以上の受け材を入れ、四周にくぎ打ちできるようにする。	☐	P276 (P238)	14.8.1 (10.6.4.1.01)	
		●1枚張りの場合:以下の項目全てを満たすこと (大臣認定を受けた耐力壁の場合の留付けに用いるくぎ等及び留付け方法でもよい)			14.8.2 (10.6.4.2.01)	
		・留付けに用いるくぎまたはねじは、次のいずれか(ただし、耐力壁の場合にあつては、①から④までのいずれかに限る)			14.8.1 (10.6.4.1.2,3)	
		①GNF40 ②SF45 ③長さ32mm以上、径3.8mm以上のWSN ④長さ30mm以上、径4.2mm以上のDTSN(頭部トランペットに限る) ⑤長さ28mm以上の木ねじまたはタッピンねじ				
	・留付け間隔は次のとおり					
	・耐力壁:外周部100mm以内、中間部200mm以内					
	・支持壁または非耐力壁:外周部及び中間部とも、それぞれ200mm以内(長さ28mm以上の木ねじまたはタッピンねじを用いる場合は、外周部及び中間部とも、それぞれ150mm以内)					
	●2枚張りの場合:以下の項目全てを満たすこと					
	・1枚目壁ボードの留付けに用いるくぎ及び留付方法は、1枚張りと同様					
	・2枚目壁ボードの留付けは次による					
	留付けに用いるくぎまたはねじは、次のいずれか				14.8.2 (10.6.4.2.2,3)	
	①GNF50 ②SF50 ③長さ50mm以上、径2.5mm以上のスクルーネイルまたはリングネイル ④長さ32mm以上、径3.8mm以上のWSN ⑤長さ30mm以上、径4.2mm以上のDTSN(頭部トランペットに限る)					
	・留付け間隔は、外周部及び中間部とも、それぞれ200mm以内					
	・張り方は、壁の外周部を除き、1枚目壁ボードの目地と2枚目壁ボードの目地が一致しないようにする					
天井等	上階に床がない部分の天井の防火被覆	●下地材料の種類は次のいずれかとする	☐	P271	14.4.1	
		①厚さ12mm以上のせっこうボード張り			イ	
		②厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り			ロ	
		③厚さ9mm以上のせっこうボード張りに上に厚さ9mm以上のロックウール化粧吸音板張り			ハ	
天井等	上階に床がある部分の天井の防火被覆 ※地階の天井で下地が鉄筋コンクリート造のスラブでない部分を含む	●下地材料の種類を厚さ12mm以上のせっこうボードとする場合の室内に面する天井の構成または仕様は、次のいずれかとする	☐	P271	14.4.2.01	
		①直張り天井(上階の床根太に天井の下地材料を直接張り付ける天井)			14.4.3.01	
		②吊り木と野縁を用いた吊り天井で、次の仕様を満たすもの			14.4.3.02	
		・野縁は、30mm以上×38mm以上または35mm×35mm以上の木材とする			イ	(イ)
		・野縁は床根太に平行させ、床根太の直下に設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10mm以下とし、次に規定する材料を用いて充填する				(ロ)
		・天井下地材料の天井裏面には、厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)または厚さ100mm以上のグラスウール(かさ比重0.01以上)のいずれかを充填する			(ハ)	
		③天井根太を用いた吊り天井で、次の仕様を満たすもの			P272	14.4.3.03
		・天井根太は、38mm×89mm以上の木材とし、床下張り材から離し、かつ、床根太と天井下地材が離れるように天井根太の下面を床根太の下面より下げて50cm以内の間隔で取り付ける				イ
		・床根太と床根太との間には、厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)または厚さ100mm以上のグラスウール(かさ比重0.01以上)のいずれかを充填する			(ハ)	
		●下地材料の種類を厚さ12mm以上の普通せっこうボード(GB-R)1枚張り以外とする場合の天井の構成または仕様は、次の全てを満たすこと			☐	P271 (P237)
・下地材料の種類は次のいずれかとする	2	イ				
①厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り		ロ				
②厚さ9mm以上のせっこうボード張りに上に厚さ9mm以上のロックウール化粧吸音板張り		3				
③厚さ12mm以上の強化せっこうボード	3					
・下地材料の裏面または目地部分に次のいずれかの措置を講ずる(2枚張りは目地が一致する部分のみ)	イ					
①下地材料の裏面には、厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)または厚さ100mm以上のグラスウール(かさ比重0.01以上)のいずれかを充填						
②下地材料の目地部分に当て木を設ける。当て木は、30mm×38mm(または35mm×35mm)以上の木材もしくは鋼材または厚さ0.4mm×幅90mm以上の鋼板	ロ					
●天井の下地を鋼製とする場合は、天井と壁との取合い部に設ける当て木を、高さ40mm以上×幅30mm以上の鋼製ランナーとすることができる。			14.4.2 (10.6.3.1.04)			

基準項目	基準の概要等	確認欄 ☑	2023仕様書 該当ページ (項目番号)		
天井等 (続き)	天井の防火被覆材の留付け	☐	P276 (P237)	●1枚張りの場合:以下の項目全てを満たすこと	14.9.1 (10.6.3.1の2)
				・留付けに用いるくぎまたはねじは、次のいずれか	14.9.1 (10.6.3.1の3)
				①GNF40 ②SF45 ③長さ32mm以上、径2.5mm以上のスクルーネイルまたはリングネイル ④長さ28mm以上の木ねじまたはタッピンねじ ⑤長さ32mm以上、径3.8mm以上のWSN ⑥長さ30mm以上、径4.2mm以上のDTSN(頭部トランペットに限る) ⑦①～⑥と同等以上の品質及び寸法の留め金具	
				・留付け間隔は次による(ボードクリップを使用する場合は、その部分のくぎまたはねじ打ちを省略可)	14.9.2 (10.6.3.2の2)
				・根太(吊り木と野縁を用いた吊り天井とする場合にあっては、野縁)に直交して張る場合:外周部150mm以内、中間部:200mm以内 ・根太(吊り木と野縁を用いた吊り天井とする場合にあっては、野縁)に平行して張る場合:外周部100mm以内、中間部:200mm以内	
				●2枚張りの場合:以下の項目全てを満たすこと	14.9.2 (10.6.3.2の3)
				・天井の外周部を除き、1枚目ボードの目地と2枚目ボードの目地が一致しないようにする。やむを得ず目地が一致する場合は、当該部分の裏面に次のいずれかの措置を講ずる	
				①下地材料の裏面には、厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)または厚さ100mm以上のグラスウール(かさ比重0.01以上)のいずれかを充填	14.9.2 (10.6.3.2の3イ)
				②下地材料の目地部分に当て木を設ける。当て木は、30mm×38mm(または35mm×35mm)以上の木材もしくは鋼材または厚さ0.4mm×幅90mm以上の鋼板とする。	
				・1枚目ボードの留付けに用いるくぎまたはねじは、1枚張りと同様	14.9.2 (10.6.3.2の3ハ)
・留付け間隔は、外周部及び中間部ともそれぞれ300mm以内					
・2枚目ボードの留付けは次による	14.9.2 (10.6.3.2の3イ)				
留付けに用いるくぎまたはねじは、次のいずれか(厚さ9.5mmのせっこうボード2枚張りの場合は、GNF50、SF50を使用可)					
①長さ50mm以上、径2.5mm以上のスクルーネイルまたはリングネイル、WSNまたはDTSN ②長さ40mm以上の木ねじまたはタッピンねじ ③①～②と同等以上の品質及び寸法の留め金具	14.9.2 (10.6.3.2の3ハ)				
・留付け間隔は次による					
・根太(吊り木と野縁を用いた吊り天井とする場合にあっては、野縁)に直交して張る場合:外周部150mm以内、中間部200mm以内 ・根太(吊り木と野縁を用いた吊り天井とする場合にあっては、野縁)に平行して張る場合:外周部100mm以内、中間部200mm以内					
その他	その他の防耐火上の措置	☐	P277	●防火被覆材の目地処理は防火上支障のないよう処理する	14.11の1
				●防火被覆材を貫通して設備器具を取り付ける場合の措置:当該器具または当該器具の裏面に当該部分に空隙が生じないよう(準)不燃材料で造りまたは覆う	14.11の2
				●防火被覆材を貫通して木材を取り付ける場合の措置:防火被覆の貫通方向に30mm以上の厚さの木材を設置することができる。この場合の目地部分及び取合い部分には当て木30mm以上×38mm(または35mm×35mm)以上の木材を設ける	14.11の5
				●床または天井と壁及び壁と壁との取合部には、火炎が相互に貫通しないよう、頭つなぎ等の上部には連続してこぼり止め等のファイヤーストップ材を設け、その材料は次のいずれかとすること ただし、上階に床の無い部分の天井については、ファイヤーストップ材を省略することができる	14.11の3
				①床根太、床根太と同寸以上の床はりまたはこぼり止め	イ
				②厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)または厚さ100mm以上のグラスウール(かさ比重0.01以上)	ロ
				③厚さ12mm以上のせっこうボード	ハ
				●壁の仕様は、下枠から頭つなぎ等壁を構成する上部の横架材まで施工する	14.11の4

※ 上表における使用材料について、JISまたはJASの指定があるものはそれぞれの規格に適合するものまたはこれらと同等以上の性能を有するものとする。  
 ※ 「界壁」、「界床」の仕様に関しては上表に記載していない。連続建て、重ね建ての場合の「界壁」、「界床」の仕様は、住宅工事仕様書で確認すること。